



昭島市告示第**322**号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、別図のとおり上川原町、田中町及び拝島町の各全部並びに大神町の一部の区域をもって、あらたに代官山一丁目、代官山二丁目及び代官山三丁目を画し、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

令和 5 年 12 月**20**日

昭島市長 白 井 伸 介

